

板橋区ひとりぐらし高齢者見守り連絡会議設置要綱

(平成9年8月25日区長決定)

(設置目的)

第1条 板橋区における引きこもりがちなひとりぐらしの高齢者(以下「高齢者」という。)と地域社会との接点を設けると共に、孤独感の解消も併せて行える見守りネットワークを構築するため、地域関係者による板橋区ひとりぐらし高齢者見守り連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 板橋区内における高齢者の把握に関する事。
- (2) 高齢者宅への個別訪問の情報交換に関する事。
- (3) 高齢者宅への個別訪問方法の確立に関する事。
- (4) 高齢者の名簿の作成及び管理に関する事。
- (5) 個別訪問活動を行うボランティアグループ等の把握及び連絡調整に関する事。
- (6) その他、高齢者の見守りに関する事。

(構成)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる組織に属する者で構成する。

(座長)

第4条 連絡会議に座長を置き、健康生きがい部おとしより保健福祉センター所長をもって充てる。

- 2 座長は、連絡会議の会議を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指定する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長は、第3条に規定する者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康生きがい部おとしより保健福祉センターにおいて処理する。

(情報の保持)

第7条 構成員は、連絡会議で知り得た個人のプライバシーに関する情報は、連絡会議構成員以外の第三者に公表してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付則

この要綱は、平成9年8月25日から施行する。

付則

この要綱は、平成11年5月20日から施行し、平成11年4月1日より適用する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年10月24日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

ひとりぐらし高齢者見守り連絡会議

	連絡会議構成員
1	おとしより保健福祉センター所長（座長）
2	長寿社会推進課 1名
3	志村福祉課 1名
4	板橋区社会福祉協議会 1名
5	いたばし総合ボランティアセンター 1名
6	町会連合会 1名
7	民生・児童委員 1名
8	シニアクラブ連合会 1名
9	地域包括支援センター 1名
10	板橋警察署 1名
11	志村警察署 1名
12	高島平警察署 1名
13	板橋消防署 1名
14	志村消防署 1名
	合計 14名